こくほ
ぐんまの国保

2026
秋の号
No.55／10月号



巻頭

第37回 国民健康保険 健康ポスターコンクール 入選作品展示会

CONTENTS

横浜市の国民健康保険 加入外国人への対応
横浜市健康福祉局生活福祉部保険年金課
滞納整理指導員　川井 幸生 氏

アスリートに聞く、毎日を支える健康の秘訣
ザスパ群馬　百田 真登 選手

こくほ随想
かかりつけ医論と私的経験
公共財団法人日本建築衛生管理教育センター
理事長　宇都宮 啓 氏

群馬県国民健康保険団体連合会

ぐんまの国保（こくほ）

2026. 秋の号 No.55

CONTENTS

1 巻頭 第37回国民健康保険 健康ポスターコンクール入選作品展示会

2 「横浜市の国民健康保険加入外国人への対応」
●横浜市健康福祉局生活福祉部保険年金課滞納整理指導員　川井 幸生 氏



4 「アスリートに聞く、毎日を支える健康の秘訣」
●ザスパ群馬　百田 真登 選手

6 TOPICS
◆ 通常総会・公告
◆ 福祉医療費における県外受診の現物給付化が一部医療機関等で開始されます

10 群馬県国保医療課のQ&A

11 国保連コーナー
◆ 令和７年度診療報酬等審査支払状況
◆ こちら介護保険課です！【介護サービスの苦情申立】
◆ 第１回 特定健診等受診率向上対策事業研修会を開催
◆ 第三者行為損害賠償求償事務

15 健康登山 ～群馬の山を登る～

16 こくほ随想
「かかりつけ医論と私的経験」
●公共財団法人日本建築衛生管理教育センター理事長　宇都宮 啓 氏



17 行事予定／編集後記
10月・11月・12月の主な行事予定

表紙写真　丸沼高原、日光白根山（片品村）（観光ぐんま写真館提供）
https://gunma-kanko.jp/

第37回 国民健康保険 健康ポスターコンクール

入選作品 展示会開催!!

入場無料

第37回 国民健康保険健康ポスターコンクール 審査会で
入賞した作品を、群馬県庁1階「県民ホール」で展示します。

期 間 令和8年11月28日(土)～30日(月)

時 間 午前10時～午後5時まで

会 場 群馬県庁 1階 県民ホール(北)



昨年度の展示会の様子

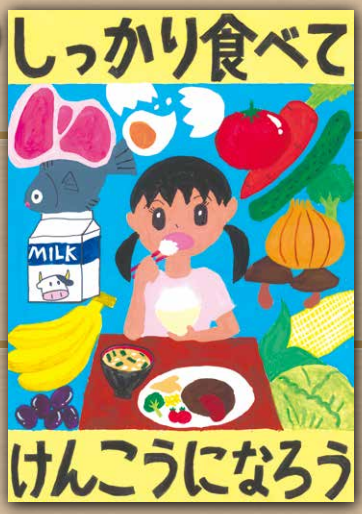
会場にて実施!

- ふせんコーナー
- 健康クイズ
- 健康測定(血管年齢、血圧計)

本会のオリジナルポケットティッシュ、パンフレット、ポスターコンクールカレンダー、記念品等も配布しております!

第36回 最優秀作品

小学生低学年の部



小学生高学年の部



中学生の部



ぜひ会場へお越しいただき、素晴らしい作品をご覧ください!

横浜市の国民健康保険加入外国人への対応



横浜市健康福祉局 生活福祉部
保険年金課 滞納整理指導員　川井 幸生

今月号は、日本国に入国し一定の在留資格を持つ外国人の受け入れに伴う横浜市の税や国保の取組及び、滞納となった場合の対応をご紹介します。

外国人向けに、横浜市のホームページへ、国民健康保険の制度の趣旨や納付の義務等について、多言語（英語、中国語（簡・繁）、韓国語、スペイン語、ポルトガル語）で掲載して周知をしています。

さらに、市内在住の外国籍の方を支援している公益財団法人横浜市国際交流協会（ＹＯＫＥ）、鶴見国際交流ラウンジ、なか国際交流ラウンジ、みなみ市民活動・多文化共生ラウンジ（みなみラウンジ）、多言語支援センターかながわ、神奈川県立地球市民かながわプラザ（あーすぷらざ）、かながわネパール人コミュニティ、アジアンJ、一般社団法人大学・都市パートナーシップ協議会、在日ベトナム共済会、一般社団法人神奈川県日本中国友好協会、横濱華僑総会、いちょう団地の連合町内会に、日本語版20部、英語版20部、中国語（簡体字）版20部、ベトナム語版20部、韓国語版20部、日本語ネパール語対訳版20部を送り、配布をお願いしています。

各区においても、制度の趣旨や納付の義務等について、「公的医療保険・国民健康保険」（日本語版、英語版、中国語（簡体字）版、韓国語版、ベトナム語版）及び「国民健康保険とは」(ネパール語の版）に翻訳し、留学生のいる学生会館や、現地を訪問し、ポストへ投函、学生寮などに個別に連絡を取り説明した上で送付、窓口に来庁した場合に直接渡します。

上記のように様々な方法により、国民健康保険制度の周知と、保険料の納付に理解をしていただき、滞納の未然防止に努めています。

区役所の窓口では、外国語で翻訳された説明資料や通訳や翻訳機を活用して、再度国民健康保険制度の説明を行い、保険料の納付が必要なことや、納付がなされないと滞納処分が行われること、ビザ更新時に保険料納付の証明が必要となることを説明しています。

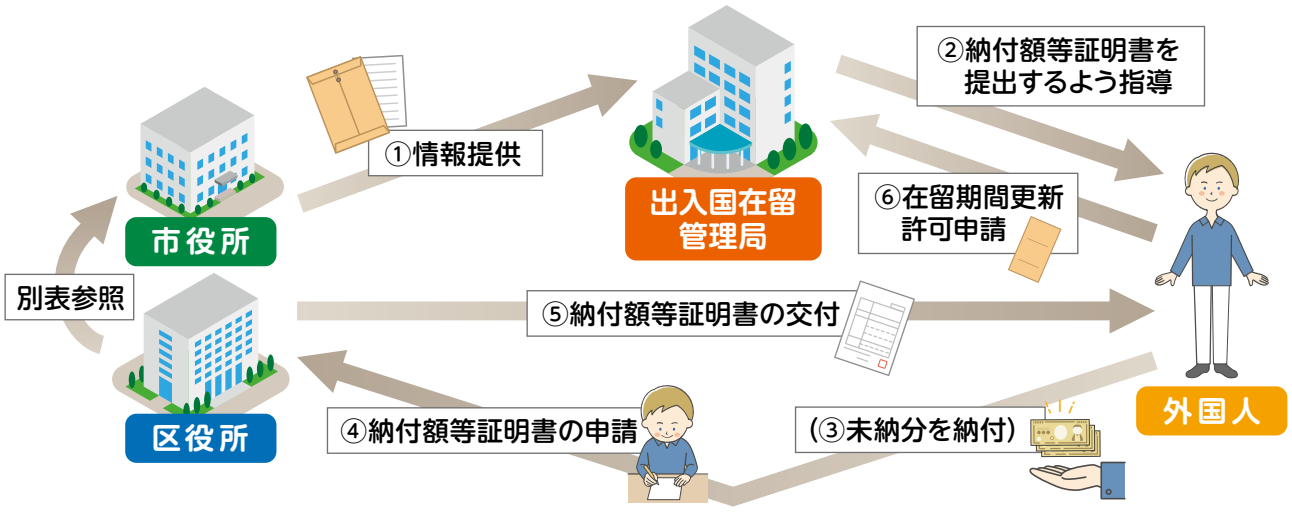
しかしながら、滞納となった場合には、国籍ごとに（英語版、中国語（簡体字）版、韓国語版、ベトナム語版、ネパール語の版）の、督促状、差押事前通知書を作成して、送達しています。

滞納処分については、日本人と何ら変わらない対応をしています。

保険料を納めることが難しい状況及び特別な事情（災害・盗難・疾病・事業廃止・所得減少）がある場合には、納付相談、財産調査を通じて生活状況の把握などを行い、その世帯の状況に合わせた減免制度の適用又は、自立支援制度への案内等を行っています。

なお、特別の事情等がない場合及び財産調査の結果、財産が見つかった場合には、差押え等の滞納処分を行

横浜市の外国人未納対策【出入国在留管理局への協力要請の流れ】



います。

上記のように外国人への滞納処分を行っていましたが、外国人の滞納は、国保制度への理解の無さと、納付意識の低さと相まって増加の一途をたどってしまい、収納率の低下や未収債権の増額を招いてしまいました。

外国人の滞納問題に苦慮していたところ、平成31年４月１日に出入国管理及び難民認定法施行規則が施行され、在留資格が特定技能の外国人は、在留期間更新の際に、国民健康保険料の納付状況を証する文書を出入国在留管理局へ提出しなければならない（第21条第２項）。となりました。

他の在留資格者も同様の取扱いとなりました。

これらの制度に対応するため、令和元年７月１日より、横浜市国民健康保険条例施行規則を改正し、国民健康保険料納付額等証明書の様式を制定し発行しています。

その提出を要する文書（国民健康保険料納付額等証明書）の様式や、これまで使用していた横浜市からの情報提供依頼の様式、運用方法等について、東京出入国在留管理局横浜支局統括審査官と協議を行い、実施しました。

さらに、令和５年３月24日に、横浜市から東京出入国在留管理局横浜支局に情報提供等を行う際の運用方法を一部変更し、「納付期限から1年を経過する滞納があり、在留期限まで1年未満である」こと、「国民健康保険料３万円以上の滞納があり、在留期限まで1年未満である」ことに対する通知・覚書を締結し、運用することとなりました。

これまで、横浜入管に在留更新申請を行う際に国民健康保険料納付額等証明書の提出を義務付ける、対象者のリストを文書で行っていたものを、LGWANを使用して、データーで送ることも合わせて実施しました。

東京出入国在留管理局横浜支局に協力をいただき、前述の取組により、外国人の滞納整理は、飛躍的に進みました。

これまで、自主納付がほとんどなかった者も、在留許可更新のため、納付するようになりました。

その結果横浜市全体で約２億円を徴収することができました。

以上が、横浜市の外国人滞納対策です。

次回は、令和９年４月１日施行の出入国管理庁の在留外国人に対する、出入国管理及び難民認定法の改正について、述べます。

【別表】

令和７年度　区別納付額等証明書集計表

年間受付分（4/14 13時00分時点）

行政区名	年間発行件数	年間手数料金額 1件 300円	年間保険料納付額（延滞金を含む）
鶴見区	776件	232,800円	24,950,950円
神奈川区	523件	156,900円	15,127,713円
西区	476件	142,800円	12,293,082円
中区	1,321件	396,300円	22,589,268円
南区	983件	294,900円	20,870,012円
港南区	23件	6,900円	1,013,649円
保土ケ谷区	332件	99,600円	14,134,754円
旭区	212件	63,600円	28,273,560円
磯子区	229件	68,700円	2,663,018円
金沢区	116件	34,800円	6,601,948円
港北区	246件	73,800円	7,599,138円
緑区	83件	24,900円	1,428,153円
青葉区	199件	59,700円	3,732,557円
都筑区	95件	28,500円	2,628,066円
泉区	22件	6,600円	307,680円
栄区	48件	14,400円	1,713,280円
戸塚区	157件	47,100円	4,593,322円
瀬谷区	43件	12,900円	1,466,370円
合計	5,884件	1,765,200円	171,986,520円

川井 幸生氏 プロフィール

昭和59年4月 横浜市入庁 横浜市戸塚区福祉部保護課事務係
昭和61年4月 横浜市戸塚区総務部納税課収納係
平成 6年4月 横浜市神奈川区総務部納税課収納係
平成10年4月 横浜市財政局主税部収納対策推進室
平成13年4月 横浜市南区総務部納税課担当係長
平成14年7月 横浜市財政局収納対策推進室特別滞納整理担当係長
平成19年4月 横浜市行政運営調整局課長補佐
平成22年4月 横浜市健康福祉局課長補佐
平成26年4月 横浜市健康福祉局保険年金課担当課長
平成27年3月 横浜市役所退職
平成27年4月 横浜市健康福祉局保険年金課
滞納整理支援担当係長(再任用)
令和 2年4月 横浜市健康福祉局生活福祉部保険年金課
滞納整理指導員(会計任用職員)

■平成15年総務省自治大学校税務専門課程徴収コースの設立に参加し以後研修講師
■九州徴収フォーラム顧問
■NPO法人ローカルガバメント・ネットワーク顧問

【研修講師歴】
北海道・秋田県・山形県・宮城県・新潟県・栃木県・群馬県・茨城県・埼玉県・東京都・神奈川県・千葉県・静岡県・山梨県・長野県・岐阜県・三重県・滋賀県・兵庫県・岡山県・広島県・山口県・高知県・愛媛県・福岡県・熊本県・宮崎県・大分県・長崎県・鹿児島県・沖縄県の研修講師歴任

アスリートに聞く

毎日を支える 健康の秘訣



ザスパ群馬
百田（ひゃくだ） 真登（まなと） 選手
- 2001年4月4日生まれ
- 178cm 74kg
- 大阪府出身

明るく生きがいを持って暮らすには、まず健康であることが何よりも大切です。本コーナーでは、プロサッカー選手へのインタビューを通じて、日常に取り入れやすい健康管理のヒントを探ります。

Q1：試合前の緊張とはどう向き合っていますか。試合前に行っているルーティンなどはありますか。

A1：試合前はまず「緊張するものだ」と思っています。だから特別に何かしているわけではなく、緊張しているからといって力みすぎないということは意識しています。日頃から自分の持っているもののベースを上げておけば、緊張して100パーセントが80パーセントになったとしても、それほど悪いパフォーマンスにはならない、という考え方でやっています。特にサッカーでは今までやってきたことがプレーに出るので。緊張してもいいプレーが出せるように、日頃から練習でしっかりやることは大切にしています。

ルーティンはいっぱいあるんですけど、緊張を和らげるために、特に何もしていないです。

Q2：チームメイトとのコミュニケーションで、大切にされていることはありますか。

A2：僕はそれほど感情的になって怒りを伝えたりするタイプではなく、常に褒めるよう意識しています。自分が気持ちよくプレーするほうが、良い関係性を作れるなと思っているので。パスが出てこなくても、味方が自分を見てくれていることに対して、それだけで褒めたりとか、少しパスがずれても、出してくれたらそれで褒めたりとか。褒めることで「次もまたパスを出したいな」とか、「いい関係を築きたいな」と思ってもらえるようなコミュニケーションは大切にしています。チームの雰囲気も、特に親しい周りの選手たちとは、良い関係が築けているんじゃないかなと思っています。

Q3：ストレス解消法として、どのようなことをしていますか。

A3：オンとオフを、はっきり自分の中でつけるようにしています。食事が好きで、日頃は節制しているんですけど、1週間のうちの1日とか、3食あるうちの1食とかは、好きなものを食べたり、甘いものを食べたりしています。ずっと我慢し続けるのはストレスがかかるので、たまに自分を許すというか、解放できるようにコントロールしています。

―自分で作ったりはしますか？また、一番好きな甘い食べ物は何ですか？

結婚する前は自分で作ってたんですけど、最近は妻が作ってくれることが多いです。

甘い食べ物は、チョコレートが好きなのでよく食べます。でも、それでもなんか（健康面を）捨てきれなくて。カカオが多く入ったやつとか、あまり砂糖が入ってないものを食べたり。それだけでも全然違うと思います。一番大好きなのはでもミスタードーナツかもしれないですね。（笑）

―パンが好きと伺いました。

パンも好きなんですけど、今シーズンからグルテンフリーを始めて。最近はホームベーカリーを買って、100パーセント米粉で作ってます。小麦を抜いたら体重が落ちてしまうので、僕はグルテンフリーはできる範囲でいいと思います。

Q4：モチベーションを保つために、意識していることがあれば教えてください。





A４：僕は常に、「J1の舞台で活躍したい」という目標があるので、そこで活躍し続けるまでは今のところモチベーションが落ちることはないと思っています。保つために意識していることと言われれば、目標を持つこと。高い目標を持つことが、モチベーションを保つために必要かなとは思います。

Q５：困難な状況に耐えるために、普段から行っているメンタルトレーニングや、心がけていることがあれば教えてください。

A５：心がけていることは、「最終的にはなるようになる」です。例えば、僕のポジションはフォワードで、得点を取るところなんですけど、得点が取れていなくてもまた練習をしていけば報われる瞬間はそのうち来ると思っているので。困難な状況になっても楽観視するというか、自分を追い込まずに、やり続けることさえできれば、結果は出ると思っています。困難な状況に耐えるためには、やり続けるというか、やれることをやり続けるということは、意識しているかなと思います。

Q６：思うような結果が出せなかったときや、力を発揮できなかったときに、自分自身の対処法とかがあれば教えてください。

A６：さっきと少し似るかもしれないんですけど、まず準備は100パーセントやる。それで結果が出なかったとしても、そこは受け入れて、やってきた100パーセント以上のものを出せるように、もう一度やり続ける。っていうところが、自分の対処法というか。「結果が出なくても受け入れて、やれることをやり続ける」っていうところが、自分は大切かなと。自分はそうやってここまで来たかなと思います。

Q７：家族やペット、チームメイトなど、頼れる人のおかげで改善したエピソードがあったら教えてください。

A７：出会いの面では恵まれていると自分では思っています。半年前位にワンちゃんを飼い始めて、1年前位に結婚して、オン・オフの切り替えはすごくできるようになりました。一人だとどうしても、サッカーがない時間もサッカーのことを考えすぎてしまうんですけど、妻や愛犬としゃべったり触れ合ったりしていると、サッカーのことは自然と忘れながら生活できるので、そういったところは改善したとかではないですが、よりオンの部分に集中できるようになったと思います。

Q８：体のケアについて教えてください。

A８：睡眠時間は、８時間以上は取る。最低でも８時間切らないようには心がけてています。最近SNSとかでもショートスリーパーが話題ですけど、僕は寝たほうがいいと思います。夕食も早めに、5時、6時に取りたいですね。夕食後には、ブルーライトを100パーセントカットできるナイトレンズをつけて生活しています。

―以前のインタビューでも、ナイトレンズを付けている選手がいらっしゃいました。

そうですね。サッカー界で最近、ちょっと来てますね、流れは。

セルフケアとかは、自分でもストレッチしますし、クラブのトレーナーにも体のケアをしてもらったりとかしています。

―百田選手、貴重なお話をありがとうございました。これからもご活躍楽しみにしています。



試合の情報など

10/10(土) 14:00 kickoff	【第10節】	ザスパ群馬 vs FC琉球 @正田醤油スタジアム群馬
10/24(土) 14:00 kickoff	【第13節】	ザスパ群馬 vs カマタマーレ讃岐 @正田醤油スタジアム群馬
11/7(土) 14:00 kickoff	【第16節】	ザスパ群馬 vs FC大阪 @正田醤油スタジアム群馬
11/21(土) 14:00 kickoff	【第18節】	ザスパ群馬 vs 栃木SC @正田醤油スタジアム群馬
11/29(日) 14:00 kickoff	【第20節】	ザスパ群馬 vs 松本山雅FC @正田醤油スタジアム群馬
12/12(土) 14:00 kickoff	【第22節】	ザスパ群馬 vs ガイナーレ鳥取 @正田醤油スタジアム群馬

群馬県国民健康保険団体連合会
通常総会開催

令和７年度事業報告及び決算等、原案どおり可決・承認

令和８年７月29日、前橋市の市町村会館において、通常総会を開催した。

本会柴﨑德一郎理事長（吉岡町長）が挨拶し、「会員の皆様方には大変お忙しい中、御出席をいただき、誠にありがとうございます。本年は２年に一度の診療報酬改定の年であり、本会においては、今月から改定後の審査支払業務の対応が始まりましたが、ここまで円滑に対応してまいりました。また、本年８月には高額療養費制度の見直しも予定されるなど、本会を取り巻く状況も目まぐるしく変化しておりますが、期待される役割と責務を十分に認識し、滞りなく対応していくことが必要であると感じております。」と述べた。

総会には、会員38名中31名（内委任状28名）が出席し、令和７年度決算関係を中心に報告事項３件、議決事項16件が審議され、すべて原案どおり可決・承認された。



柴﨑理事長

公　告

１　令和７年度群馬県国民健康保険団体連合会事業報告

令和７年度の群馬県国民健康保険団体連合会の事業運営は、事業計画に定めた３項目の重点施策を中心に、保険者の共同目的達成機関として、診療報酬等の公平・公正な審査と迅速・確実な支払い、保険者に共通する事務の共同処理や保健事業に対する支援など、各種事業を着実に実施しました。

なお、重点施策３項目の主な実施内容は次のとおりです。

（1）審査支払業務の充実・高度化の推進

診療報酬審査基準等の全国統一に向けて、国保中央会から示された具体的事例における審査基準について、審査委員と協議を行いながら審査結果の不合理な差異の解消を進めました。

また、社会保険診療報酬支払基金（以下、「支払基金」という。）との審査システムの共同利用の実現に向けた検討を全国の国保連合会及び国保中央会において実施し、国保としての基本方針を決定しました。

職員の資質向上については、審査委員による専門研修をはじめ、国保中央会が開催する研修に参加し、その研修資材等を活用しての専門知識習得に努めました。

（2）保健事業支援の充実・強化

保険者のデータヘルス計画の円滑な推進のため、「保健事業支援・評価委員会」による保健事業の実施及び評価についての助言や、保険者を訪問しての個別支援による保険者の求める各種対象者の抽出や事業評価データの作成、各種グラフの作成等の支援を実施しました。

国保データベースシステムを活用した支援については、「糖尿病性腎臓病重症化予防事業」や「服薬適正化事業」の対象者抽出等を実施するとともに、実機研修の開催や保険者訪問等を実施しました。

また、「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」等においては、後期高齢者医療広域連合からの委託業務として一体的実施計画書や報告書の確認作業の支援を行うとともに、関係機関と協働しながら各種研修会等を実施しました。

さらに、特定健診等受診率向上対策事業及び在宅保健師を活用した特定保健指導利用勧奨事業を実施し、特定健診等の受診率向上を支援しました。

（3）各システム更改への対応

令和７年12月に後期高齢者医療請求支払システムの更改作業、令和８年１月に特定健診等データ管理システム及びセキュリティ等管理システムの更改作業、同年３月に電子帳票サーバ並びに文書サーバの機器更改（オンプレミス）を実施しました。

また、令和７年11月から令和８年１月にかけて本会及び保険者等に設置した端末の更改作業も実施しました。いずれの更改作業等も計画どおりに進め、円滑な運用を継続しています。

最後に、「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律」が公布されたことで被用者保険の適用が拡大するため、市町村国保の被保険者数減少がさらに進むことが懸念されます。加えて、群馬県における福祉医療費の請求が一部支払基金に移管され、また、人件費や物価高騰等の影響もあり、本会財政運営も厳しさを増しています。

こうした状況に対応するため、本会では引き続きより一層の運営コスト縮減に努めるとともに、効率的かつ効果的な保険者サービスを提供してまいります。

2　令和７年度群馬県国民健康保険団体連合会会計別決算一覧

（単位：円）

区　分	歳入決算高	歳出決算高	差引残額
一般会計	315,557,540	284,938,309	30,619,231
診療報酬審査支払特別会計〔業務勘定〕	1,197,766,285	1,162,721,066	35,045,219
診療報酬審査支払特別会計〔国民健康保険診療報酬支払勘定〕	133,994,171,591	133,357,803,044	636,368,547
診療報酬審査支払特別会計〔公費負担医療に関する診療報酬支払勘定〕	2,110,396,037	2,108,746,352	1,649,685
診療報酬審査支払特別会計〔出産育児一時金等に関する支払勘定〕	470,064,988	470,032,467	32,521
診療報酬審査支払特別会計〔第三者行為損害賠償求償事務共同処理勘定〕	475,390,813	450,295,766	25,095,047
診療報酬審査支払特別会計〔抗体検査等費用に関する支払勘定〕	0	0	0
後期高齢者医療事業関係業務特別会計〔業務勘定〕	1,365,017,072	1,344,763,068	20,254,004
後期高齢者医療事業関係業務特別会計〔後期高齢者医療診療報酬支払勘定〕	277,174,144,042	277,171,569,378	2,574,664
後期高齢者医療事業関係業務特別会計〔公費負担医療に関する診療報酬支払勘定〕	488,024,696	488,018,657	6,039
特定健康診査･特定保健指導等事業特別会計〔業務勘定〕	113,618,431	101,656,893	11,961,538
特定健康診査･特定保健指導等事業特別会計〔特定健康診査･特定保健指導等費用支払勘定〕	1,009,528,125	1,009,434,710	93,415
特定健康診査･特定保健指導等事業特別会計〔後期高齢者健康診査等費用支払勘定〕	1,072,907,036	1,072,907,036	0
介護保険事業関係業務特別会計〔業務勘定〕	311,913,710	290,448,239	21,465,471
介護保険事業関係業務特別会計〔介護給付費等支払勘定〕	199,273,890,094	199,260,983,648	12,906,446
介護保険事業関係業務特別会計〔公費負担医療等に関する報酬等支払勘定〕	2,870,589,358	2,870,489,175	100,183
障害者総合支援法関係業務等特別会計〔業務勘定〕	88,266,799	80,999,487	7,267,312
障害者総合支援法関係業務等特別会計〔障害介護給付費支払勘定〕	48,345,160,431	48,343,313,950	1,846,481
障害者総合支援法関係業務等特別会計〔障害児給付費支払勘定〕	15,312,400,780	15,311,803,394	597,386
福祉医療費審査支払特別会計〔業務勘定〕	545,221,347	513,099,741	32,121,606
福祉医療費審査支払特別会計〔福祉医療費支払勘定〕	16,724,482,315	16,724,055,194	427,121
職員退職給与金特別会計	82,323,225	82,323,225	0

3　群馬県国民健康保険団体連合会理事及び監事の就任について

（1）理　事

役　名	氏　　名	役職名	就任年月日	推せん区分
理　事	茂 原　正 秀	富岡市長	令和8年5月13日	群馬県市長会

※ 榎本 義法 氏（前富岡市長）が公職を退任したため

（2）監　事

役　名	氏　　名	役職名	就任年月日	推せん区分
監　事	石 川　眞 男	玉村町長	令和8年5月18日	群馬県町村会
監　事	高 橋　純 一	千代田町長	令和8年5月18日	群馬県町村会

※ 黒岩 信忠 氏（前草津町長）、萩原 睦男 氏（前長野原町長）が公職を退任したため

（3）任　期

令和10年３月31日まで

4　理事長専決処分について

5　群馬県国民健康保険団体連合会規程等の一部改正について

6　群馬県国民健康保険団体連合会規約の一部を改正する規約について

7　令和８年度積立金の処分について

8　令和８年度群馬県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計〔業務勘定〕補正予算（第１号）について

9　令和８年度群馬県国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計〔業務勘定〕補正予算（第１号）について

10　令和８年度群馬県国民健康保険団体連合会介護保険事業関係業務特別会計〔業務勘定〕補正予算（第１号）について

11　令和８年度群馬県国民健康保険団体連合会福祉医療費審査支払特別会計〔業務勘定〕補正予算（第１号）について

12　令和７年度群馬県国民健康保険団体連合会財産の認定について

令和８年８月１８日

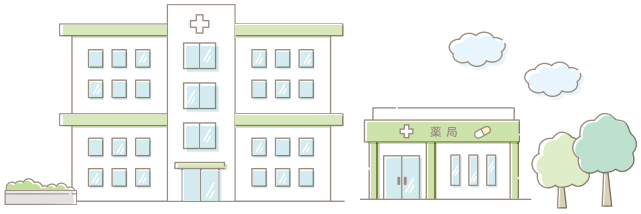
群馬県国民健康保険団体連合会
理事長　　柴　崎　徳一郎

福祉医療費における県外受診の現物給付化が一部医療機関等で開始されます

これまで福祉受給者が県外の医療機関等に受診されていた場合は償還払いとされておりましたが、群馬県と協定書を締結した医療機関等は、令和８年11月請求分（令和８年10月診療分）から福祉医療費併用レセプトでの請求（現物給付化）が可能となりました。

◆ 対象範囲

国保、後期の全ての区分の福祉医療費

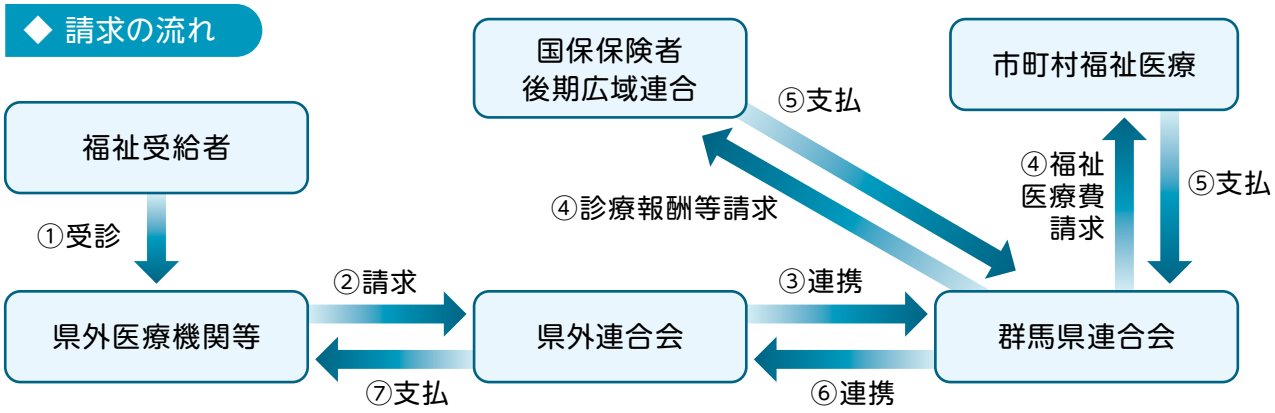


◆ 令和８年11月請求からの対象医療機関等

都道府県	医　療　機　関　等　名
栃木県	足利赤十字病院(※)、足利中央病院、鹿島整形外科、いもと歯科医院、コミネ薬局小俣店、ウイズ薬局、ともえ町薬局、ポプリ薬局、サンテ薬局、鹿島中央薬局
埼玉県	羽生総合病院(※)
長野県	ウエルシア薬局上田真田店

※足利赤十字病院は一部の対象範囲で開始。羽生総合病院は開始時期調整中。

◆ 請求の流れ



◆ 福祉共電及び月報作成支援システムの主な変更点

- 県外医療機関等から請求された福祉併用レセプトの情報は、福祉医療費閲覧システムから出力される各種帳票及び月報作成支援システムの福祉経理及び地単月報に集計されます。
- 県外医療機関番号が表示できるよう、福祉医療費閲覧システムを一部改修する予定です。(※)
- システムの仕様上、国保月報において県外医療機関等の福祉負担額が正しく反映されないため、保険者において補正していただくための補助情報を提供する予定です。(※)

※現在検討中の内容であるため、詳細については別途連絡いたします。

福祉医療費閲覧システム・月報作成支援システムに係るお問合せ先　国保連合会 情報管理課 電算係　Tel.027-290-1334



Q 海外療養費の支給要件について

被保険者が海外で臓器移植を受けました。
被保険者は、海外で臓器移植を受けるつもりでいたことから、日本臓器移植ネットワークに登録していませんでしたが、この場合は海外療養費の支給対象になりますか。

A

療養費の支給要件の1つとして、「被保険者が緊急その他やむを得ない理由により保険医療機関等以外の病院、診療所もしくは薬局その他の者について、診療、薬剤の支給もしくは手当を受けた場合において、保険者が必要と認めたとき(法第54条1項)」があります。
なお、臓器移植に係る海外療養費の支給には、臓器移植を必要とする被保険者等がレピシエント適合基準に該当し、海外渡航時に日本臓器移植ネットワークに登録していることが必要とされています。
本件にあてはめると、日本臓器移植ネットワークに登録していないことから、海外療養費の支給対象外であると考えます。

【参考資料】
・「臓器移植に係る海外療養費の取扱いについて」(平成29年12月22日付保保発1222第2号他 厚生労働省保険局保険課長他通知)
・社会保険実務研究所 (2010).『新・国民健康保険基礎講座』.社会保険実務研究所.

Q 住所地特例における「女性自立支援施設」の取扱いについて

ある被保険者が「女性自立支援施設」に入所し、住民票も当該住所地へ移しました。国保法116条の2による住所地特例の対象になりますか。

A

女性自立支援施設は、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律 (令和4年法律第52号) に基づき、困難な問題を抱える女性に対し、入所等により支援を行う施設です。
国保法116条の2各号の施設に該当しないため、転居先で国保加入の必要があります。

※実際に保険者から照会のあったものについて、一部加工し掲載しています。

国保医療課からのお願い

当課へのご質問につきましては、質問内容や状況を正確に把握し、より的確にお答えするため、質問者の見解を付した上で、原則としてメールでのお問い合わせにご協力をお願いします。

令和７年度 診療報酬等審査支払状況

令和７年度における診療報酬等と福祉医療費事業の審査支払状況となります。
国民健康保険は、団塊世代の移行による影響は終了しましたが、引き続き前期高齢者の移行による被保険者数減に伴い、件数、金額ともに減少しています。
後期高齢者は、団塊世代の加入は終了しましたが、前期高齢者が一定数の割合で加入しているため、件数、金額ともに増加しています。
福祉医療費は、子ども世代の人口減少等により、件数、金額ともに減少しています。

１．診療報酬等審査支払状況

区分		令和７年度		令和６年度		前年度対比	
		件数（件）	金額（円）	件数（件）	金額（円）	件数（%）	金額（%）
国民健康保険	診療報酬等	6,004,353	109,280,718,975	6,296,264	111,610,299,414	95.4	97.9
	高額療養費		16,114,564,966		15,887,317,470		101.4
	療養費	101,575	535,868,335	112,315	598,522,856	90.4	89.5
	合計	6,105,928	125,931,152,276	6,408,579	128,096,139,740	95.3	98.3
後期高齢者	診療報酬等	8,930,955	253,583,569,991	8,720,368	245,547,627,152	102.4	103.3
	高額療養費		13,934,375,105		12,931,595,341		107.8
	療養費	81,703	643,022,480	85,528	676,932,924	95.5	95.0
	合計	9,012,658	268,160,967,576	8,805,896	259,156,155,417	102.3	103.5

※全国決済分は、含まれていません。

２．福祉医療費審査支払状況

区分	令和７年度		令和６年度		前年度対比	
	件数（件）	金額（円）	件数（件）	金額（円）	件数（%）	金額（%）
福祉医療費	5,487,268	16,724,055,194	5,564,247	16,764,544,697	98.6	99.8

介護保険

介護サービスの苦情申立

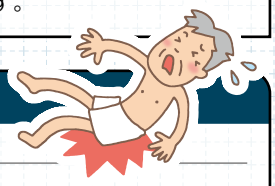
国保連合会の苦情・相談窓口に問い合わせのありました
介護サービスの苦情申立事例を紹介いたします。



緊急時の迅速な対応と適切な家族対応

施設利用者家族からの相談内容

祖父は、デイサービス利用中、入浴前に脱衣所にて衣服を脱いだ後、周囲に職員がいない状態で浴場へ移動しようと立ち上がった際、バランスを崩し転倒した。祖父は近隣の総合病院へ救急搬送されましたが、救急要請するまでの事業所の判断が消極的であり、迅速な医療対応がなされたとは言い難い状況でした。搬送時も事業所の職員の同乗はなく、医療機関からの要請により後から職員が来院しましたが、事故の経緯を十分に把握しておらず、適切な引継ぎがなされていませんでした。祖父は骨折と診断され手術を受け、入院となりました。今回の事故について事業所側と話し合いを行いましたが、「当時はその判断ができなかった」といった説明に終始し、事業所の看護師は歩行可能な方が歩けなくなっている場合には骨折の可能性が高いと認識していながら、転倒後も入浴を継続し、祖父の顔色が不良となるまで救急搬送の判断に至らなかった対応の適切性に疑問を感じます。



調査結果

■ 事業所の見解

施設利用者（本人）転倒後、時間が経つにつれて痛みが強く、骨折している可能性は高いと予測できた。転倒直後は受診拒否がとても強く、そのうち自己判断で移動して転倒した事を反省されるようになり、家族に連絡を取っていると伝えると病院に行く決意をされた。事故直後は本人の意識はしっかりしており、受診拒否の本人に対して救急搬送が第一選択とはならなかった。家族へもまずは受診してほしいと連絡をいれていた。救急搬送や受診には家族の同意が必要となる事が多いため、まずは家族対応が可能かどうかに尽力していた。事故発生時の看護師から医療機関へ向かった看護師への引継ぎは、転倒後の痛みが強く歩行困難になっていること、待っててと言われたが、勝手に動きだし転倒されたという状況報告のみだった。

■ 国保連合会での確認結果

事故発生時、３人いた入浴担当者は、一時的に全員浴室にいたため、転倒の様子を目撃した職員はいなかった。「ドン」というかなり大きな音がしたため、脱衣所に行くと本人が倒れていることを発見した。バイタルチェックを行ったところ数値は安定していて打撲程度の痛みの訴えであったため、シャワーチェア対応にて洗髪及び洗体を行った。その後、痛みが強くなりご家族に連絡し、整形外科の受診が必要になる旨伝えた。家族から救急搬送の提案があり、本人の顔色も不良となっていたため救急搬送の要請となった。

事業所への指導及び助言

○医療機関の受診については、まず家族へ連絡してその指示を受けることになっていたという硬直した体制では緊急時において適切な処置をとることができなくなるおそれがあります。骨折しているであろうと予測がある場合、救急搬送の要請については事業所自らの判断により、あるいは家族に対し積極的に提案していくような方針に改めること。
○介護事故の発生直後において職員交代する場合は、極力情報を整理して引継ぎを行うこと。
○家族への説明は事故発生の翌日のみとのことでしたが、この段階では詳しい状況や事業所全体としての対応方針を説明することは困難であり第一報としてはともかく後日きちんとした説明の機会が必要です。事業所のマニュアルにはその後の家族対応については記載がなく、発生後における家族対応についても盛り込む必要がある。
○再発防止策の見直しにあたっては、原因分析をしっかりと行うほか、利用者の安全確保に配慮しつつ実現可能な内容にすること。
○介護事故の発生から家族等への連絡、打ち合わせの経緯について記録し、書類として残すこと。

なお、今回の苦情事例は、実際の苦情案件を参考としておりますが、実際の案件と本文とは直接関係ありません。

群馬県国保連合会の介護保険サービス **苦情・相談窓口**

（事業者に謝罪を求めることや損害賠償を請求することなどの内容は扱えません）

窓口専用電話番号 **027-290-1323**

〈受付時間〉9:00～16:30
▌12:00～13:00を除く
▌土・日・祝日を除く

第1回 特定健診等受診率向上対策事業研修会を開催

令和８年８月27日、令和８年度第１回特定健診等受診率向上対策事業研修会をオンライン形式にて開催し、33保険者の方々に御出席いただきました。

特定健診等共同処理事業である特定健診等受診率向上対策事業の概要について事務局から説明後、共同処理事業委託業者である株式会社キャンサースキャンから、令和７年度事業の実績報告及び令和９年度事業の概要を説明しました。共同処理事業による介入保険者と非介入保険者における令和６年度法定報告の特定健診受診率平均増減率は、非介入保険者が増減なしであったのに対し、介入保険者では＋1.1ポイント増となっていることが報告され、共同処理事業による介入支援が一定の成果を上げているということが確認できました。

また、令和７年度に行った実際の取り組み事例の共有として、共同処理事業に参加されている保険者の中から４保険者に、受診率向上等につながった事例の紹介を行っていただきました。



令和６年度法定報告によると、群馬県の特定健診受診率は42.5％、特定保健指導実施率は19.9％となっており、特定健診受診率は全国平均を上回っていますが、特定保健指導実施率は全国平均を大きく下回り、課題となっています。

本会の特定健診等共同処理事業では、特定健診受診率向上対策事業のほか特定保健指導利用勧奨事業として対象者への勧奨事業も実施しています。その他にも生活習慣病重症化予防対策事業や服薬適正化事業（令和９年度からはポリファーマシー対策事業）なども実施しており、保険者の実施する保健事業の一助となるような支援を行っていますので、事業へのお問い合わせや御不明点等ございましたら本会保健事業課（℡027-290-1325）へ御連絡ください。

第三者行為損害賠償求償事務Q＆A

同乗者の求償可否

Q 信号機のない交差点内で、夫が運転する自動車と加害者の運転する自動車が、出合い頭で衝突しました。夫もケガを負いましたが、夫の運転する自動車の助手席には妻が同乗しており、その妻も大けがを負いました。
また、加害者は任意保険に加入しておらず、自賠責保険のみ加入している状態です。
この場合、求償に必要な対応を教えてください。



A **① 夫については、加害者の自賠責に対して求償することができます。**
② 妻は、加害者が2人存在する「共同不法行為」が成立します。
その場合、以下のアからウに注意しながら書類を用意してください。

ア まず、衝突した相手車である加害者の自賠責には求償することができますので、加害者に対して求償する書類一式をご用意ください。

イ 次に、自車（夫運転車）の自賠責にも求償できるようにするため、自車（夫運転車）の自賠責に求償する書類一式もご用意ください。共同不法行為が成立しており、両方の加害者に対して損害賠償請求権が発生しているためです。
また今回のように、被害者のけがの程度が重く医療費が高額であり、片方の自賠責の限度額120万円だけでは回収額が不足する場合に、両方の自賠責に求償することで、最大240万円まで回収することができるようにするという意味もあります。

ウ ただし、上記イの求償を行えるかどうかは、夫が運転する自動車の名義人（自賠責保険の契約者）が誰になっているかが重要です。夫が名義人（契約者）となっている場合、または夫が日常的に管理、運転している車の場合、妻は夫の自賠責に求償することができます。一方で、妻が名義人（契約者）となっている場合、または妻が日常的に管理、運転している車の場合は、「他人性なし」となるため、自車の自賠責に求償することはできません。

人身事故証明書入手不能理由書の必要性

Q 損害保険会社から送付される書類に、「人身事故証明書入手不能理由書」があります。
どのような場合に必要となる書類なのか、具体的な場合を教えてください。

A **「人身事故証明書入手不能理由書」が必要な場合は、大きく以下の3つがあります。**

① **事故が発生したことを警察に届け出ていないため、交通事故証明書が取得できない場合**
交通事故が発生すれば通常は警察に届け出るはずです。交通事故証明書は求償に必須の書類となっていますが、なぜその書類が欠けているのか理由を伺うためです。

② **交通事故証明書の取得は可能であるが、事故の種別が「物件事故」となっている場合**
交通事故でけがをし、健康保険を使用したはずですが、なぜ「人身事故」扱いとなっていないのか理由を伺うためです。

③ **交通事故証明書を取得することはできるが、被害者の名前が記載されていない場合**
手続き上の都合から、被害者の名前が証明書に記載されていない場合があります。
その場合、「人身事故証明書入手不能理由書」の裏面に、被害者の名前を記載していただく必要があります。

求償事務に関するお問合せ先

国保連合会
業務支援課
求　償　係

不明な点がありましたら、お気軽にお問合せください
直通TEL 027-290-1364

第2回 健康登山 ～群馬の山を登る～

日光白根山（2,578m）

山に登ることは大自然の刺激が心身のストレスを解消してくれることと、起伏に富んだ道を歩くことで全身の筋力と心肺機能が高まるというように健康づくりに適しています。
第２回の健康登山は、ロープウェイを使って約2,000mまで行ける初心者にもおすすめの日光白根山を紹介します。



山の紹介【日光白根山（にっこうしらねさん）】

群馬県片品村と栃木県日光市にまたがる関東以北最高峰の山です。
山頂では谷川岳や尾瀬の燧ケ岳をはじめ360度開けたパノラマ眺望が見られます。

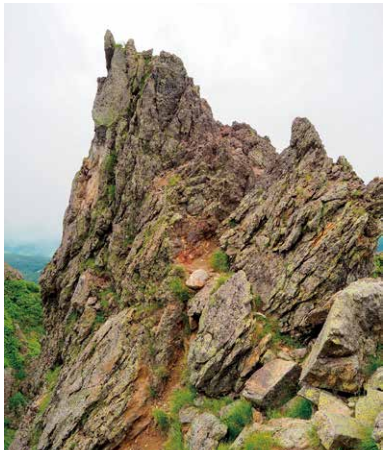
山頂駅近くの二荒山神社の鳥居をくぐって登山スタートです。樹林帯を１時間ほど進んでいくと山岳信仰の面影を残す大日如来へ出ます。
そこからさらに進み森林が開けてくると、山頂までの登山道では高山植物が彩る山の景色が楽しめます。６月から８月には数多くの高山植物が咲き、特に７月には高山植物の女王とも呼ばれるコマクサが咲き、登山者の目を楽しませてくれます。
山頂からは男体山や燧ケ岳、至仏山など360度のパノラマが広がります。天候が良ければ富士山が見えることも。



【五色沼】

山頂での絶景を楽しんだ後は座禅山方面に下山して、途中に五色沼を眺めながら七色平に向けて進んでいけば、ゴールの山頂駅はもうすぐです。
下山後には山頂駅付近にあるロックガーデンで季節ごとの高山植物を見ることができるので余裕があれば散策してみるのもおすすめです。また、展望台を兼ねた「天空の足湯」で登ってきた日光白根山を眺めながら疲れた足をじっくり癒せます。
山頂からの絶景や高山植物、足湯まで一度に楽しめる日光白根山。是非訪れてみてはいかがでしょうか。

（登山日：令和８年９月13日）





【日光白根山頂】

参考タイム

山頂駅⇒(40分)⇒大日如来⇒(110分)⇒白根山山頂⇒(45分)⇒座禅山⇒(40分)⇒七色平分岐⇒(45分)⇒山頂駅〈計 4時間40分〉



【コマクサ】

今回の紹介者
事業企画課 高田 俊吾

登山歴約20年、
日本百名山34座登頂の中級登山家。
好きな山は黒斑山。

こくほ随想③

かかりつけ医論と私的経験



公益財団法人 日本建築衛生管理教育センター 理事長　宇都宮 啓

ドクターショッピング。同じ病気や症状で受診する医師を患者が次々と変えることだ。「日本はフリーアクセスで受診でき診療費も安いから、無駄な受診が多い」という議論がある。しかし医療側が原因の事もある。

現役時代、保険外交員から「腹痛で消化器内科に行ったが、『異常なし。様子を見よう』と言われた。痛みが治まらず、婦人科、さらには整形外科にも行ったがやはり同じ。でも痛みが治まらない」と相談された。結石かもしれないと思い、泌尿器科受診を勧めた。数日後、彼女は「尿路結石だったが、直前に出てしまったみたいと言われた。もっといろいろ勉強しなきゃダメですね」と言った。しかしそれは違う。本来は診た医師が「○○については異常がないが△△も考えられる」と、適切な診療科か医療機関を紹介すべきだ。

私の例だが、ある時手を強くぶつけ、翌日も痛みが全く引かなかった。厚生省（当時）の「いきなり大病院ではなくまず一次医療機関を受診すべし」との方針に従い近医を受診し、打撲と腱鞘炎だと診断された。しかしいつまでも痛みは引かず、受診する度に「しつこい腱鞘炎だ」などと３週間も同じことを言われたので、手の専門医の先輩を受診したところ、「舟状骨骨折を放置していたので偽関節になっている」と言われ、骨折部の両端を削り、自分の骨盤を削り取った骨の小片をその間に移植してつなぐ手術を受ける羽目になった。

平成16年、医師の卒後臨床研修が必修化され、その初代担当室長に着任した。それまで医師免許取得後は大学医局での研修者が7割以上で、例えば脳外科医局に入局すると基本的に脳の研修しか受けないというストレート研修が大方だった。薄給のため、不十分な知識や技術で当直などのアルバイトに頼る例が多く、医療安全面からも問題となっていた。

新制度では「医師が、医師としての人格をかん養し、将来専門とする分野にかかわらず、医学及び医療の果たすべき社会的役割を認識しつつ、一般的な診療において頻繁に関わる負傷又は疾病に適切に対応できるよう、基本的な診療能力を身に付けることのできるものでなければならない。」と研修の基本理念を定義し、将来進む科にかかわらず「内科、外科、救急、小児科、産婦人科、精神科、地域保健・医療」の7科目を必修とし、2年間で幅広い診療能力を身につけるものとした。

ところがこの改革により大学病院の研修医が激減したこと等から、大学側が猛反発。平成22年から必修科目は３科目に削減された。しかしその後も７科目を続ける病院も多く、その結果、研修修了時の診療能力にバラツキが出ることが判明し、令和２年から７科目に戻った。紆余曲折の末、現在はかかりつけ医にふさわしい医師が育ちつつある。

平成26年診療報酬改定時は、主治医機能を評価する「地域包括診療料」と「地域包括診療加算」を創設した。関係団体提言の「かかりつけ医」と考えが全て一致する訳ではなかったため名称を「主治医」に変えた。また、医師一人で24時間365日対応するのは困難なため「主治医『機能』」として個人ではなく「医師3人以上の医療『機関』」を評価することにした。その後「かかりつけ医機能」に名前を変え、さらに今年の改定では強化が図られている。

かかりつけ医は「健康に関することをなんでも相談できる上、最新の医療情報を熟知して、必要な時には専門医、専門医療機関を紹介してくれる、身近で頼りになる地域医療、保健、福祉を担う総合的な能力を有する医師」と定義され、かかりつけ医機能報告制度では、今年4月より医療機関からの報告内容公表等が始まった。患者から信頼される多くのかかりつけ医療機関の報告を願っている。

実は私自身は過去の偽関節のトラウマもあり、母校の大学病院の医師達をかかりつけ医としている不適切な患者だ。しかし言い訳がましいが、歯科ではとても良いかかりつけ歯科医院で診ていただいている。

記事提供　社会保険出版社

宇都宮 啓氏 プロフィール

【プロフィール】
宇都宮 啓　UTSUNOMIYA OSAMU
■(公財)日本建築衛生管理教育センター 理事長
■(一財)日本食生活協会 代表理事
■(公社)国民健康保険中央会
　ヘルスサポート事業運営委員会 委員長
■慶應義塾大学 医学部 客員教授
■千葉大学 医学部附属病院長企画室 特任教授
■岩手医科大学 医学部 客員教授
■聖マリアンナ医科大学 客員教授
■福島県立医科大学 特任教授
■川崎医療福祉大学 客員教授

【学歴】
昭和61年3月 慶應義塾大学医学部 卒業
平成　4年6月 Tulane 大学公衆衛生・
　熱帯医学大学院 修了

【学位】
医学博士、Master of Public Health

【職歴】
昭和61年4月 厚生省大臣官房統計情報部衛生統計課
昭和63年4月 岩手県環境保健部保健予防課(岩手県高次救急センターにて臨床研修)
平成元年4月 岩手県　久慈保健所
　この間、厚生省、環境庁、世界保健機関(WHO)の各部署を歴任するとともに米国に留学
平成11年8月 厚生省保健医療局地域保健・健康増進栄養課長補佐
平成13年1月 厚生労働省健康局総務課長補佐
平成13年7月 厚生労働省大臣官房厚生科学課主任科学技術調整官
平成14年8月 岡山県保健福祉部長
平成16年7月 厚生労働省医政局医事課医師臨床研修推進室長
平成18年9月 厚生労働省医政局研究開発振興課医療機器・情報室長
平成19年4月 厚生労働省大臣官房総務課企画官(保険局併任)
平成21年9月 厚生労働省老健局老人保健課長
平成24年9月 厚生労働省保険局医療課長
平成26年7月 国立研究開発法人国立国際医療研究センター企画戦略局長・国際医療協力局長
平成28年6月 厚生労働省成田空港検疫所長
平成29年7月 厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官
平成30年7月 厚生労働省健康局長
平成31年7月 厚生労働省 退官

【近著】
■「要介護にならない!～自立と寝たきりの分岐点、「フレイル」を知る～」ワニブックスPLUS新書 令和7年
■「病院マネジメントの教科書　病院経営28のソリューション」(共著)ロギカ書房 令和3年

10月・11月・12月の主な行事予定

◎は県と共催

月	日	行　事
10	6日	介護保険事業所苦情処理研修会（ハイブリッド開催）
	7日	高額療養費外来年間合算説明会
	8日	特別調整交付金（結核・精神）申請補助業務説明会（ハイブリッド開催）
	19日	◎健康ポスターコンクール審査会
	21日	市町村国保・国保組合主管課長会議（Web開催）
	22日	第1回国保・後期高齢者ヘルスサポート事業研修会（Web開催）
	上旬～12月	第三者行為損害賠償求償事務共同処理事業に係る巡回訪問
	上旬	第3回群馬県保険者協議会（Web開催）
	下旬	市町村介護保険主管課長会議
11	2日	服薬適正化に関する市町村向け研修会（仮）（Web開催）
	28～30日	◎健康ポスターコンクール入選作品展示会
	上旬	高額医療・高額介護合算処理説明会
	上旬	群馬県保険者協議会第2回企画調査部会（仮）（Web開催）
	中旬	群馬県保険者協議会第2回保健活動部会（仮）（Web開催）
	中旬	国保研究協議会　財政・税（料）委員会（書面開催）
	下旬	理事会
12	4日	◎国保税収納率向上アドバイザーによる研修会
	11日	特別調整交付金（結核・精神）申請補助業務説明会（Web開催）
	14日	第2回保健事業支援・評価委員会及びフォローアップ会（ハイブリッド開催）
	上旬	市町村障害者総合支援担当者説明会
	上旬	市町村介護保険担当者説明会



編・集・後・記

ここ5年くらいで、それまであまり食べてこなかったスイーツを食べる頻度が増えました。今や、ことあるごとに自分へのご褒美と称して色々甘いものを食べてしまいます。最近のトレンドは最寄り駅近くの住宅街に新しくできたクレープ屋さん。店主さんが以前のお勤め先をリタイアしてセカンドキャリアとして始められたとのことで、専用の店舗ではなく元々住んでいた家の一部を調理場として使用しているようです。クレープの味以外にも、お客さんが増えるにつれて店舗横のイートインスペースが豪華になっていくのを見るのが楽しい。行く度に店主さん渾身のDIYベンチや東屋、看板の装飾が増えていく様を確認しています。

例えば自分が定年退職した後のことなど考えたとき、気力体力を維持して打ち込めることを見つけられるかなぁと考えます。クレープから自身の健康寿命と人生100年時代を意識する今日この頃でした。（A）

ぐんまの国保（こくほ） No.55　2026.秋の号（10月号）　令和8年10月発行

発　行　所　群馬県国民健康保険団体連合会
群馬県前橋市元総社町335番地の8
TEL　（027）290−1363（代表）
編集兼発行人　長谷川　宏史
印　刷　所　ジャーナル印刷株式会社

CANCERSCAN

群馬県国保連合会との共同事業です！

キャンサースキャンでできること

人工知能 × マーケティングを活用した未受診者対策

POINT 1 | 対象者選定



誰に何を送るべきかを
人工知能で解析する
※特許取得(特許第6548243号)

POINT 2 | 送り分け



特性に合わせた
受診勧奨資材
(マーケティング技術を駆使したメッセージ)

POINT 3 | 効果検証



効果検証して次につなげる

キャンサースキャンが選ばれる理由

全国トップシェアの実績

全国契約自治体数
弊社事業の導入自治体数
788
令和6年度時点

受診率向上実績
弊社介入自治体の
受診率向上の平均
+2.9pts
令和5年度弊社介入
初年度自治体
法定報告値より

お気軽にご相談ください 株式会社キャンサースキャン | ☎ 03-6420-3390 | ✉ info@cancerscan.jp



地域社会に貢献する
情報サービス企業

私たちジーシーシーは地方自治体を主要なお客様として
さまざまな情報サービスを提供している企業です。
設立から60年以上にわたって培ってきた行政事務に関する
深い業務ノウハウと最新の開発サポート体制をもとに、
システムの開発から運用管理、データ処理までトータルに
事業を展開しています。

ISO9001認証取得
ISO/IEC27001認証認証取得
ISO/IEC20000認証取得
プライバシーマーク付与事業者





SOLUTION PARTNER
GCC

株式会社ジーシーシー
本社.〒379-2153 群馬県前橋市上大島町96
(TEL)027-263-1637 (FAX)027-261-1445